

参考資料4

※ 用語について

1.こども基本法(令和5年4月1日施行)

従来、様々な法律に基づいて進められてきた、こどもに関する取組の共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた、包括的な基本法として制定されました。

国は、この基本法に基づき、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を「こども大綱」に一元化し、総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

地方自治体には、こどもの状況に応じたこども施策の策定と実施や市町村こども計画の策定(努力義務)が求められています。

2. こども

こども基本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者を意味しており、一定の年齢で上限を画しているものではありません。切れ目のない支援を実施することなどを目指しています。

3.こども施策

こども基本法における「こども施策」は、①子どもに関する施策と②一体的に講ずべき施策で構成されます。

①は、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主目的とする施策を指します。

②は、①以外のこどもや子育て家庭に関係する施策(教育や雇用等)や①と切れ目なく行われるべき若者に係る施策(社会参加や就労支援等)です。

4.市町村こども計画

国のこども大綱を勘案し、各市町村のこどもの状況に応じた「こども施策」の策定と実施に関する計画(努力義務)。既存の各法令に基づく計画と一体のものとして策定することが可能で、こども政策を総合的に推進するための計画です。

5.子ども・子育て支援法(こども・子育て支援計画)(平成27年4月1日施行)

この法律において、子ども・子育て給付、地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援等の総合的・計画的な実施等を市町村の責務とし、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成が必須となっています。教育・保育施設等の利用定員数等のサービス量については必ず定めるもの。その他の支援については定めるよう努めるものとなっています。

6.子どもの貧困対策推進法(平成26年1月17日施行)

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはな

らないとの決意の下、平成 25 年6月に子どもの貧困対策推進法が成立。これを受け、子供の貧困対策大綱において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げられました。市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされています(努力義務、和泉市は未策定)。

7.子ども・若者育成支援推進法(平成28年4月1日施行)

若年無業者やひきこもり、不登校、発達障がい等の子ども・若者の抱える問題の深刻化や従来の個別分野における縦割りの対応では限界という背景があり、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みとしてつくられた法律です。

乳幼児期から30代までを広く対象とし、育成と支援をともに推進するという目的を明確に示すため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用しています。市町村は、国の大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案して子ども・若者計画を作成するよう努めることとされています(努力義務、和泉市は未策定)。